

<参考資料>

『諸外国の選挙制度——類型・具体例・制度一覧——』（調査と情報 第721号）国立国会図書館、2011年8月25日

(1) 都道府県議会選挙

- 1) 前回までの合意到達点：比例代表制・・・p 2の【図1】参照
- 2) 比例代表の種類という論点
 - A) 名簿式比例代表制
 - あ 拘束名簿式比例代表制
 - ◇政党の姿勢が見えやすい ⇔ 政党幹部の腐敗
 - あ' 拘束名簿式比例代表制＋個人指名投票・・・スウェーデン
 - ◇「あ」と「い」の折衷。ハードルを何%とすべきか。
 - い 非拘束名簿式比例代表制・・・スウェーデン p 8
 - ◇有権者が人を選ぶ ⇔ 人気投票
 - B) 単記移譲式比例代表制・・・オーストラリア上院 p 6
 - ◇過剰代表や逆選択がない ⇔ 投票の苦痛
 - ◇政党の附番ひな型も可能
 - C) 非拘束名簿式比例代表制＋移譲式比例代表制
 - ◇無所属候補への配慮 ⇔ 比例代表制の重複、手間と実益の不均衡
- 3) 全県一区か選挙区を設けるかという論点
 - A) 全県一区
 - ◇一票の格差、無投票当選の解消 ⇔ 広すぎて選挙運動が困難か
 - B) 選挙区を設ける
 - ◇資力の無い者への配慮 ⇔ 区割りの困難、一票の格差
- 4) 無所属候補の位置づけ
 - A) 一人会派を認める
 - ◇過剰な生票 ⇔ 次回に多く擁立すれば良い
 - B) 無所属は単記移譲式の政党の附番ひな型に位置づけられうる
 - C) 無所属に配慮。比例に無所属一人名簿と政党名簿

5) 「阻止条項」を設けるか。設けるとすれば何%が妥当か。

◇小党乱立 ⇔ 地域政党含む新規参入の困難

6) ジェンダークオータを採り入れるか。

(2) 政令市議会選挙

1) 都道府県議会選挙との共通点

2) 都道府県議会選挙との相違点

(3) 首長選挙

1) 前回までの合意到達点：多数代表制のうち相対多数による選出を採らない

2) 投票の回数という論点

あ 二回投票制：過半数得票者がいない場合、2回目の決選投票（相対多数）

◇投票の簡便、分かりやすい ⇔ 経済的負担、決戦投票の選挙運動

い 選択投票制：選好（優先順位）投票。過半数得票者がいない場合、最下位者から票を取り崩し第2位者に移譲。

◇経済・運動の負担なし ⇔ 投票の苦痛

3) 絶対多数をどこに設定すべきかという論点

あ 有効投票総数の過半数

◇社会通念 ⇔ 「ペア敗者でもなくペア勝者でもある」か微妙

い 64%

◇必ず「ペア敗者でもなくペア勝者でもある」 ⇔ 誰も当選しないかも

4) 報道への影響

出口調査による開票速報直後の「当確報道」は避けられる